

平成 25 年 4 月 1 日

公益社団法人
福井県診療放射線技師会

定 款

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福井県診療放射線技師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、医用放射線の安全利用に関する知識の普及啓発、及び診療放射線学の向上発展を図り、もって県民の保健と医療の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康保持及び増進に寄与する事業
 - (2) 県民への放射線の知識の普及啓発
 - (3) 放射線の管理および障害防止に関する調査、研究および指導
 - (4) 医療画像情報学および診療放射線技術学の向上と職業倫理の高揚を図るための研修
 - (5) 前条の目的を普及するための図書刊行物等の発行
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は福井県にて行うものとする。

第三章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の三種別とする。

- (1) 正会員 福井県に居住または勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、本会の目的に賛同し入会したもの。
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人または団体。
 - (3) 名誉会員 正会員または正会員以外の個人で、本会に顕著な功績のあった者として、理事会の選考を経て総会の承認を得た者。
- 2 名誉会員は、本会の会務について会長の諮問に応ずる義務を負う。
- 3 第1項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の事業に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会で定める「会費納入規程」により入会費及び会費（以下「会費」という。）を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第3号の名誉会員は会費納入義務を負わない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、所定の退会届け書を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項各号の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員の死亡、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が退会または除名された場合であっても、納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第四章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(機能権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）、並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から総会の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、総会の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権の行使)

第19条 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第五章 役員

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上17名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし2名を副会長、3名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、別に定める役員選任規程に基づき総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは前任者がその任務を行わなければならない。

(役員解任)

第26条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によって、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第27条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会の決議により別に定める。

第六章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要あると認められるときは意見を述べる。ただし、決議には参加できない。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対して理事会の目的である事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

- 第32条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第七章 委員会

(構成)

- 第33条** この法人の事業を推進するため必要あると認めるときは、本会に委員会を置くことができる。
- 2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

第八章 財産及び会計

(財産の区分)

- 第34条** 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために不可欠な財産として、理事会で定めたものとし、その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(基本資産の維持及び処分)

- 第35条** 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部又は全部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

- 第36条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条** 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第九章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第42条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第十章 公告

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福井新聞に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は福島 哲弥とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。